○浜田市環境審議会条例

平成17年12月22日 条例第325号 改正 平成21年3月27日条例第13号 平成25年3月8日条例第5号

(設置)

第1条 環境基本法 (平成5年法律第91号) 第44条の規定に基づき、浜田市環境審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査審議する。
- 2 審議会は、浜田市環境基本計画の推進状況その他必要な事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

- 第3条 審議会は、20人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる区分により市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 関係団体の代表者

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は、妨げない。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名 する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

- 第9条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、市の職員の中から、市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け審議会の所掌事項について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、会議に出席して、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(平21条例13・平25条例5・一部改正)

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成21年3月27日条例第13号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日条例第5号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。